

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っいることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>
※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

4月8日～5月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	4月23日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	4月22日(火)13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	4月16日(水)、5月7日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	5月7日(水) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	4月19日(土) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	4月18日(金) 13:30～15:30	コミュニティセンター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	4月19日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	4月21日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑤

■高価な景品につられて契約した新聞契約

高額な商品券がもらえると聞いて、2年後から5年間の新聞購読の契約をした。ところが年々目が悪くなり新聞を読むことが難しくなってきたので、販売店に解約したいことを話したところ、解約するなら契約時に受け取った景品代を返すよう求められたと70歳代の女性から相談がありました。

高齢者に長期の契約を結ばせることにも問題はありますが、景品ほしさに契約をしてしまう消費者にも問題があります。

新聞契約時の景品の提供は「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」で取引価額の8%または6か月分の購読料金の8%のいずれか低い額が上限とされています。たとえば月4,000円の場合、景品の上限は1,920円になります。しかし、実際にはこの上限を超えた商品券が渡されていたようでした。

このように景品はトラブルの原因にもなりますので、消費者も規約以上の景品を要求したり、受け取ったりすることはやめましょう。

また、事情が変わって購読できなくなることもありますので、何年も先の契約をするのはやめたほうがいいでしょう。契約を勧められてもきっぱり断ることが重要で

す。断る自信のない人は、ドア越しに対応するのが賢明かと思えます。しかし、新聞勧誘員の勢いに負けて断りきれずに契約して、後になって契約しなければ良かったと後悔した場合、訪問販売での新聞購読契約は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフすることができます。

購読期間を定めていない契約であればいつでも解約できますが、期間を定めて契約した場合には、転居や死亡など特別な事情がない限り、一方的に途中でやめることはできません。契約するときは慎重に行ないましょう。

しかし、勧誘時に問題があったなど、クーリング・オフ期間を過ぎても契約取消を主張できる場合もあります。お困りのときは消費生活センターに相談してください。

相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当☎594-5529※電話での相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.21

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。

☎協働推進課セーフコミュニティ担当(☎594-5571)



-北本市セーフコミュニティフォーラム2014- 安心で安全なまちを守る市民の集いを開催しました!

2月23日、市民の皆さんにセーフコミュニティ活動をご理解いただくため、「-北本市セーフコミュニティフォーラム2014-安心で安全なまちを目指す市民の集い」を文化センター第1・2会議室で開催しました。

このフォーラムでは、北本市のセーフコミュニティ活動を支援していただいている日本セーフコミュニティ推進機構の白石陽子氏、日本初のセーフコミュニティ認証取得都市である京都府亀岡市の井内邦典氏に、セーフコミュニティの考え方や住民目線の取組みについて、講演をお願いしました。また、防災落語でご活躍されている三遊亭京楽師匠には、震災時に実際にあった帝王切開の出産に関する落語を披露していただきました。

来場者に実施したアンケートでは、「勉強になった」「楽しくセーフコミュニティの取組みができる」と

良いと思った」といった声をいただきました。一方で、「セーフコミュニティの広報を工夫する必要がある」「市民における安心・安全の理解を進める方が先ではないか」といった意見も見られ、今後の活動における課題も明らかになりました。

これからも、このようなイベント等を定期的に行いながら、市民の皆さんのご理解・ご協力をいただき、けがや事故にあうことなく、安心・安全に暮らせるまち「セーフコミュニティきたもと」を目指していきます。



北本あんぜん情報 第71号

犯罪減少率県下第1位

平成25年中、北本市内の刑法犯認知件数は477件であり、前年と比較して290件減少(増減率-37.8%)しました。この減少率は埼玉県内72市区町村中第1位でした。特に街頭犯罪のひったくり、オートバイ盗、自転車盗が大幅に減少しました。

		北本市			
		平成25年			平成24年 件数
		件数	前年比	増減率	
街頭 犯罪	路上強盗	0	-2	-100%	2
	ひったくり	7	-14	-67%	21
	オートバイ盗	12	-53	-81.5%	65
	自転車盗	120	-118	-49.6%	238
	自動車盗	6	-1	-14.3%	7
	車上ねらい	28	-1	-3.4%	29
	部品ねらい	19	-3	-13.6%	22
	自動販売機ねらい	9	-1	-10.0%	10
	計	201	-193	-49.0%	394
侵入窃盗		57	-18	-24.0%	75
刑法犯		477	-290	-37.8%	767

振り込め詐欺に遭わないために

平成25年中、県内では700件(被害額約18億6,856万円)の振り込め詐欺被害があり、市内でも4件(被害額約1,170万円)の被害が発生しました。今年に入ってもすでに市内で被害が発生しています。昨年の特徴は

- 700件中オレオレ詐欺が596件(85.1%)と大多数である。
- オレオレ詐欺被害者のうち、60歳以上の女性が約7割。
- 被害者を自宅以外の場所に呼び出して、手渡しする手口が増加。

でした。被害者の多くは「自分はだまされない」と思っているにもかかわらず被害に遭っています。お金はすぐに「振り込まない」「渡さない」そして、不審な電話があったら家族や警察に相談しましょう。

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

